令和９年度
盛岡市立高等学校
入学者選抜実施要項

盛岡市教育委員会

目　　次

Ⅰ　入学者選抜概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1
Ⅱ　前期募集　一般入学者選抜、特色入学者選抜
　　普通科特別進学コース・普通科普通コース・商業科‥‥ 2
Ⅲ　後期募集　一般入学者選抜　普通科特別進学コース‥‥13
Ⅳ　後期募集　二次募集　普通科普通コース及び商業科‥‥15
Ⅴ　特別入学志願者取扱要領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥17
Ⅵ　合格者に係る高等学校への提出書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥19
Ⅶ　入学考査料の免除について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥20

【資料】

○岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定（抄）‥‥‥21
○盛岡市立高等学校管理運営規則（抄）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

Ⅰ　入学者選抜概要

1　募集学科・選抜区分・定員

学科・コース名		募集定員			
		定員	前期募集		後期募集
			特色入学者選抜	一般入学者選抜	一般入学者選抜 二次募集
普通科	特別進学コース	３５名	１４名	＊１	１０名 ＊４
	普　通コース	１６０名	６４名	＊２	＊５
商　業　科		８０名	３２名	＊３	＊５
合　　計		２７５名	１１０名		

＊１ 普通科特別進学コースの一般入学者選抜前期募集定員は、定員(３５名)から特色入学者選抜の合格者数及び一般入学者選抜後期(１０名)を減じた人数とする。
＊２ 普通科普通コースの一般入学者選抜募集定員は、定員(１６０名)から特色入学者選抜の合格者数を減じた人数とする。
＊３ 商業科の一般入学者選抜募集定員は、定員(８０名)から特色入学者選抜の合格者数を減じた人数とする。
＊４ 特色入学者選抜及び一般入学者選抜（前期）において、定員を満たさなかった場合、加算される。
＊５ 特色入学者選抜及び一般入学者選抜（前期）において、定員を満たさなかった場合、二次募集を行うことがある。

2　応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者
(1) 令和９年３月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という）を卒業する見込みの者
(2) 中学校を卒業した者
(3) 学校教育法施行規則第 95 条の規定【P. 21】に該当する者

3　通学区域

(1) 県内からの出願
普通科の通学区域は以下のとおりとし、通学区域外の者は第１学年定員の１００分の１５の範囲で入学を許可することができる。商業科は通学区域の制限を受けない。

盛岡市、滝沢市、八幡平市のうち大更、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、宮古市のうち平成 21 年 12 月 31 日における下閉伊郡川井村の区域

ただし、次のア～イに該当する者は、学区の制限を受けず出願できる。
ア 二次募集により入学しようとする者
イ 保護者の住所等を考慮してやむを得ない理由があると認めた者
(2) 県外からの出願
「Ⅴ　特別入学志願者取扱要領　第２　県外からの志願」【P. 18】による。

4　出願制限

(1) 「岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定」第１条の規定により、盛岡市立高等学校と岩手県立高等学校の入学志願の併願をすることはできない。
(2) 一般入学者選抜を志願した者が第１志望で出願する学科・コースにのみ特色入学者選抜を志願することができる。特色入学者選抜のみの出願はできない。
(3) 一般入学者選抜において、以下の学科・コースを第２志望として出願することができる。特色入学者選抜においては第２志望を認めない。
ア 前期募集において、普通科・特別進学コースを第１志望とする場合
　普通科・普通コース
イ 前期募集において、普通科・普通コースを第１志望とする場合
　商業科
ウ 前期募集において商業科を第１志望とする場合
　普通科・普通コース

Ⅱ　前期募集　一般入学者選抜、特色入学者選抜
普通科特別進学コース・普通科普通コース・商業科

第１　　募集・出願

１　応募資格
次の(1)～(3)のいずれかに該当する者
(1) 令和９年３月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という）を卒業する見込みの者
(2) 中学校を卒業した者
(3) 「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P. 21】に該当する者

２　募集定員
(1) 定員については「Ⅰ　入学者選抜概要　１　募集学科・選抜区分・定員」【P. 1】による。

３　通学区域
(1) 県内から志願する場合
「盛岡市立高等学校管理運営規則」第４条の規定【P. 21】により、普通科は学区の制限を受け、商業科は学区の制限を受けない。
ただし、学区外から学区の制限を受けないで志願する場合は、「Ⅴ　特別入学志願者取扱要領　第１　県内からの志願」【P. 17】による。
(2) 県外から志願する場合
「Ⅴ　特別入学志願者取扱要領　第２　県外からの志願」【P. 18】による。

４　出願制限
(1) 一般入学者選抜
次のとおり第２志望を出願することができる

第 １ 志 望	第 ２ 志 望
普通科・特別進学コース	普通科・普通コース
普通科・普通コース	商業科
商業科	普通科・普通コース

(2) 特色入学者選抜
一般入学者選抜において第１志望で出願する学科・コースにのみ出願できる。
（特色入学者選抜のみに出願はできない。）
(3) 岩手県立高等学校と併願できない。
岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定【P. 21】による。

５　出願期間
(1) 期　　間
令和９年２月３日（水）～２月９日（火）（ただし、休日を除く。）
(2) 受付時間
午前９時～午後４時（必着）

６　出願手続
(1) 入学願書の請求及び配付
中学校を通じて行う。

(2) 志願者の手続
ア 中学校を卒業する見込みの者、中学校を卒業した者
在籍している中学校又は卒業した中学校の校長（以下「中学校長」という。）が指定する期日までに、下記ウの書類を中学校長に提出する。

イ 「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者
出願期間中に、下記ウの書類の他に次の書類を盛岡市立高等学校長に提出する。
○ 成績証明書又は履修証明書
日本の高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている日本人学校及び私立在外教育施設において「調査書」（様式：中２）【P.30】を作成する場合は、調査書でも可とする。
提出できない場合は、その旨を証明する書類でも可とする。

ウ 提出書類
(ｱ) 入学願書（Ａ票、Ｂ票、Ｃ票、受検票）
・ Ａ票には、入学考査料（2,200 円）の納付方法にレ点を入れ、Ａ票に記載の添付書類を併せて提出する。（別紙「入学考査料キャッシュレス決済の流れ」により、原則として電子申請でのキャッシュレス決済にて納付する。キャッシュレス決済が難しい場合は、納付書払いとするので所属中学校を通じて申し出る。）
なお、入学考査料免除を申請する者は、「免除申請」にレ点を入れて提出する。
・ Ｂ票と受検票には同じ写真を貼付する。
・ Ｃ票には一切記入しない。
・ 受検票には氏名、中学校名、卒業区分のみを記入する。
・ 「入学願書記入上の注意事項」（願書裏面）に従って記入する。
(ｲ) 自己アピールカード
特色入学者選抜に出願する者は、提出する。
(ｳ) 特別受検願（様式：志２）【P.26】
特別な配慮を必要とする場合は、提出する。「特別な配慮を必要とする受検（特別受検）について」【P.3】を参照する。
(ｴ) 入学考査料免除申請に係る書類
入学考査料免除を申請する者は、下記の書類を提出する。「Ⅶ 入学考査料の免除について」【P.20】を参照すること。書類に不備がある場合は受理できない。
a 入学考査料等免除申請書（様式：免１）【P.37】
b 世帯に関する申立書（様式：免２）【P.38】
c 提出書類準備確認調書（様式：免３）【P.39】
d その他必要書類
免除申請の理由に応じて必要書類を提出する。

(3) 中学校長の処理事項
出願期間中に、次の書類を上記(2)ウの書類に添えて、盛岡市立高等学校長に提出する。なお、郵送の場合は、簡易書留とし、返信用封筒は不要とする。
ア 志願者名簿（調整前）（様式：中１）【P.29】
イ 調査書（様式：中２）【P.30】
「調査書記入上の注意」【P.31】に基づいて作成すること。
なお、中学校を卒業した者及び定期健康診断以後において健康状態が著しく変わった者については、令和８年 12 月以降の健康診断による診断書を添付する。

(4) 高等学校長の処理事項
ア 入学考査料免除申請書を受理した場合は、その内容を審査し、結果を中学校長を通じて申請者に通知する。
なお、免除対象とならない場合は、原則として電子申請でのキャッシュレス決済にて入学考査料（2,200 円）を納付し、Ａ票への記入と添付書類を併せて提出するように中学校長を通じて指示する。
「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者に通知及び指示する。
イ 出願期間中に受け取った入学願書等について、「入学願書受取票」を各中学校長あて交付する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者あて交付する。

7 志願者数（調整前）
盛岡市教育委員会は、２月１０日（水）に、各学科・コースの志願者数を各中学校長に通知する。

８　出願調整（志願先の変更）

(1) 出願期間中に出願した者は、次のア～ウについて、あわせて１回に限り変更できる。
ア 志望学科又は普通科のコース
イ 特色入学者選抜への出願の追加、削除
ウ 第２志望の追加、削除

(2) 志願変更する者は「志願変更願」を中学校長が指定する期日までに当該中学校長に提出する。

(3) 盛岡市立高等学校と岩手県立高等学校間の出願調整については、「岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定」【P.21】により、１回に限り変更することができる。

(4) 出願調整期間
ア 期　　間 令和９年２月１２日（金）～２月１８日（木）（ただし、休日を除く。）
イ 受付時間 午前９時～午後４時（必着）

(5) 出願調整（志願先の変更）手続
ア 志願者の手続
中学校長が指定する期日までに、下記該当項目(ｱ)～(ｳ)の書類を中学校長に提出する。また「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者は、下記該当項目(ｱ)～(ｳ)の書類の他に「成績証明書または履修証明書」（【P.3】を参照）を新志望先高等学校長に提出する。

(ｱ) 盛岡市立高等学校内での志望学科又は普通科のコースを変更、特色入学者選抜への出願を変更、第２志望の変更
① 志願変更願（様式：志３）【P.27】
② 自己アピールカード（特色入学者選抜）（様式：志１）【P.23～24】
新規に特色入学者選抜に出願する場合（学科・コースを変更して出願する場合を含む）、提出する。

(ｲ) 盛岡市立高等学校から岩手県立高等学校へ志願変更
① 志願変更願（様式：志３）【P.27】
② 盛岡市立高等学校から志願変更受理後、返却された入学願書（Ｂ票、Ｃ票及び受検票）
③ 新たに作成した岩手県立高等学校入学願書
（免除申請する場合を除いて、岩手県収入証紙を貼付する。）
④ その他新規志願先高等学校で必要とする書類

(ｳ) 岩手県立高等学校から盛岡市立高等学校へ志願変更
① 志願変更願（様式：志３）【P.27】
② 旧志願先高等学校から返却された入学願書（Ｂ票、Ｃ票及び受検票）
③ 新たに作成した盛岡市立高等学校入学願書
作成については【P.3】を参照する。（免除申請する場合を除いて、原則として電子申請でのキャッシュレス決済にて入学考査料を納付する。）
④「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　６　出願手続　(2) 志願者の手続　ウ　提出書類」(ｲ)～(ｴ)【P.3】のうち該当する書類。

イ　中学校長の処理事項
出願調整期間中に、次の書類を上記アの書類に添えて提出する。

(ｱ) 盛岡市立高校内での志望学科又は普通科のコースを変更、特色入学者選抜への出願を変更、第２志望の変更
① 志願変更願（様式：志３）【P.27】
所要事項を記入、押印し、盛岡市立高等学校長に提出する。

(ｲ) 盛岡市立高等学校から岩手県立高等学校へ志願変更
① 志願変更願（様式：志３）【P.27】
所要事項を記入、押印し、盛岡市立高等学校長に提出する。
② 志願変更受理後、盛岡市立高等学校から返却された入学願書（Ｂ票、Ｃ票及び受検票）
先に提出した盛岡市立高等学校一般入学願書のＣ票に、所要事項の記入押印があることを確認し、新志願先高等学校長に提出する。
③ 調査書（県様式）【P.30】
新志願先高等学校長に提出する。
④ その他新規志願先高等学校で必要とする書類

新志願先高等学校長に提出する。

(ｳ) 岩手県立高等学校から盛岡市立高等学校へ志願変更

① 志願変更願（様式：志３）【P.27】
所要事項を記入、押印し、盛岡市立高等学校長に提出する。

② 旧志願先高等学校から返却された入学願書（Ｂ票、Ｃ票及び受検票）
先に提出した旧志願先高等学校一般入学願書のＣ票に、所要事項の記入押印があることを確認し、盛岡市立高等学校長に提出する。

③ 調査書（様式：中２）【P.30】
盛岡市立高等学校長に提出する。なお、中学校を卒業した者及び定期健康診断以後において健康状態が著しく変わった者については、令和８年１２月以降の健康診断による診断書を添付する。

ウ　高等学校長の処理事項

(ｱ)　旧志願先高等学校長は、出願調整期間中に受け取った志願変更願について、「志願変更願受取票」を各中学校長あて交付するとともに、志願変更をする者の入学願書のＣ票の「出願事実証明欄」に所要事項を記入、押印し、入学願書のＢ票、Ｃ票及び受検票を返却する。
「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者に交付及び返却する。

(ｲ)　新志願先高等学校長は、出願調整期間中に受け取った入学願書について、「入学願書受取票」を各中学校長あて交付する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者あて交付する。

エ 入学考査料免除に係る手続

「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　６ 出願手続　(4) 高等学校長の処理事項」のア【P.3】による。

９　志願者数（調整後）

盛岡市教育委員会は、２月１９日（金）に、各学科・コースの志願者数を各中学校長に通知する。

10　学習成績一覧表等の提出

中学校長は、２月２２日（月）～２月２６日（金）（ただし、休日を除く。）の期間に、次の書類を各志願先高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留とする。

(1) 志願者名簿（調整後）（様式：中１）【P.29】
(2) 学習成績一覧表（様式：中３）【P.32】

11　受検票等の送付

盛岡市立高等学校長は、２月２６日（金）までに、次の(1)～(3)を各中学校長に送付する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定に該当する者については志願者に送付する。（必着）

(1) 受検票
高等学校において所要事項を記入、押印したもの。
(2) 特色入学者選抜一次選考結果通知書
特色入学者選抜において一次選考を行った学科・コースのもの。
※「Ⅱ　前期募集　第２　選抜　４　選抜方法　(2) 特色入学者選抜」のイ【P.11】参照。
(3) 入学者選抜における携行品、集合時刻等に関する連絡

【特別な配慮を伴う受検（特別受検）について】

特別な配慮を伴う受検（以下「特別受検」という。）は、次のいずれかに該当する者で、以下の手続により認められた者について実施する。

・病気や視覚、聴覚、身体等の障がいのために、通常の受検に支障を生じるおそれがあり、受検に特別な配慮が必要な者
・海外帰国生徒や外国人生徒で、出願時において、海外の滞在経験が１年以上で帰国後又は入国後３年未満等であり、受検に特別な配慮が必要な者

【手続】

１　出願前相談

(1) 中学校は、次の内容を志願者及び保護者に確認し、１２月中に盛岡市立高等学校に相談を行う。
・病気や障がいの状況、日本語の習得状況
・希望する特別受検の具体的内容
(2) 盛岡市立高等学校は、相談内容について、盛岡市教育委員会学校教育課に報告する。
(3) 留意点
ア 必要に応じて、書面による情報共有、面談による相談も行う。
イ 今後の手続が円滑に行われるように、できるだけ綿密に連絡をとり、必要に応じて盛岡市教育委員会、教育事務所と連携を図る。
ウ 相談については、入学後の学校生活を見通して行う。

２　出願時の必要書類の提出

(1) 特別受検願（様式：志２）【P.26】
(2) 受検に特別な配慮が必要である事由を証明する書類
病気や障がいによる場合は、医師の診断書とすること。それ以外の場合及び医師の診断書が準備できない場合には、あらかじめ盛岡市教育委員会に問い合わせて確認する。

３　入院加療中のため病院内での受検（院内受検）を希望する場合

(1) 上記１～２とあわせて、盛岡市立高等学校から入院先の医療機関に対応を依頼し、承諾を得た上で実施する。
(2) 実施にあたって、盛岡市立高等学校は、実施計画書（検査時程等）を作成し、盛岡市教育委員会学校教育課に報告する。

４　対応の決定

(1) 盛岡市教育委員会は、盛岡市立高等学校と協議し、対応を決定する。
(2) 盛岡市立高等学校は、決定した対応について中学校に通知する。
(3) 中学校は、志願者及び保護者に連絡する。

５　検査前日の病気罹患等により別室での受検を希望する場合の対応

(1) できるだけ速やかに特別受検願及び医師の診断書を盛岡市立高等学校に提出する。
(2) 別室での受検以外に通常の受検から変更がない場合、盛岡市立高等学校長の判断により実施しても構わない。

第２　　選　抜

１　検査内容

(1) 一般入学者選抜

ア 学力検査（国語、数学、社会、英語、理科の５教科）

学力検査は、岩手県立高等学校入学者選抜と同一のもので行う。

イ 調査書

(2) 特色入学者選抜

ア 調査書

イ 自己アピールカード

ウ 面接

２　日程及び実施内容（本検査）

(1) 検査期日

ア 一般入学者選抜　令和９年３月４日（木）

イ 特色入学者選抜　令和９年３月５日（金）

(2) 実施内容及び時程

ア １日目　一般入学者選抜　学力検査

集合時刻　８：３０	
朝の点呼及び連絡　８：３０～　８：５０	
教　科	時　間
国　語	９：１０～１０：００
数　学	１０：１５～１１：０５
社　会	１１：２０～１２：１０
（　昼　食　）	
英　語	１３：００～１３：５０
理　科	１４：０５～１４：５５

イ ２日目　特色入学者選抜　面接

(ｱ) 集合時間　個別に連絡する。

(ｲ) 形　式　　受検生１名、面接官２名の個別面接で行う。

(ｳ) 時　間　　面接室への入退出を含めて１０分程度で行う。

(ｴ) 内　容　　以下の順で行う。

① 中学校での成果・努力内容についての質問　　１分程度

② 志願理由についての質問　　２分程度

③ 高等学校での目標・努力事項についての質問　　２分程度

④ 卒業後の進路についての質問　　１分程度　　計６分

(3) 一般入学者選抜における各検査の配点等

ア 配点は、以下のとおりとする。

学力検査（５教科各１００点満点の合計５００点を７００点に換算する）	７００点	１０００点
調査書（９教科の１～３年の評定）	３００点	

イ 調査書の学習の記録の換算点

(ｱ) １年生（１１０点満点）

① 国語、社会、数学、理科、英語の評定は２倍する。

② 音楽、美術、保体、技術・家庭の評定は３倍する。

(ｲ) ２年生（２２０点満点）

① 国語、社会、数学、理科、英語の評定は４倍する。

② 音楽、美術、保体、技術・家庭の評定は６倍する。

(ｳ) ３年生（３３０点満点）

① 国語、社会、数学、理科、英語の評定は６倍する。

② 音楽、美術、保体、技術・家庭の評定は９倍する。

(ｴ) (ｱ)～(ｳ)の合計６６０点を３００点に圧縮して調査書換算点とする。

〈例：評定が全て５の場合〉

教科名		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技家	小計	合　計
調	１年	１０	１０	１０	１０	１０	１５	１５	１５	１５	１１０	６６０点
査	２年	２０	２０	２０	２０	２０	３０	３０	３０	３０	２２０	↓
書	３年	３０	３０	３０	３０	３０	４５	４５	４５	４５	３３０	３００点に圧縮

(4)　特色入学者選抜における各検査の配点等

ア 配点は以下のとおりとする。

調査書（学習の記録）	１００点	３００点
自己アピールカード	１５０点	
面接	５０点	

イ 調査書の学習の記録の換算点

(ｱ) 普通科特別進学コース

中学１～３年の国語・数学・社会・理科・英語の評定７５点を１００点に換算する。

(ｲ) 普通科普通コース及び商業科

① １年生（　４５点満点）　全教科の評定×１

② ２年生（　９０点満点）　全教科の評定×２

③ ３年生（１３５点満点）　全教科の評定×３

①～③の合計２７０点を１００点に圧縮して調査書換算点とする。

ウ 自己アピールカード

(ｱ) これまでの活動への主体性、積極性　　１００点

(ｲ) 入学後の取組に関する具体性、意欲　　５０点

エ 面接

(ｱ) 志願意欲　　２０点

(ｲ) 高校生活への意欲　　２０点

(ｳ) 進路に関する意欲　　１０点

(5) 検査場

盛岡市立高等学校

(6) 送迎等について

ア 朝の送迎について

校門からは７：３０以降に入構すること。校舎は７：３０に開場する。バスの利用を推奨するが、本数が少ないので時刻等をあらかじめ確認すること。やむを得ず、保護者の自家用車で来校する際は、南側から左折（土手側からの入構は禁じる）で入構し、職員玄関前のロータリー付近（右回りで）で停車し降車させる。その後、校門からの出構は左折のみとする。保護者の駐車場の利用は禁止する。駐車場への駐車は各校１名の中学校教員のみとする。ただし、上記のとおり、保護者の入構による降車を認めているので、両日とも集団での点呼はしないこと。停滞することなく入室できるよう配慮すること。

イ 帰りの送迎について

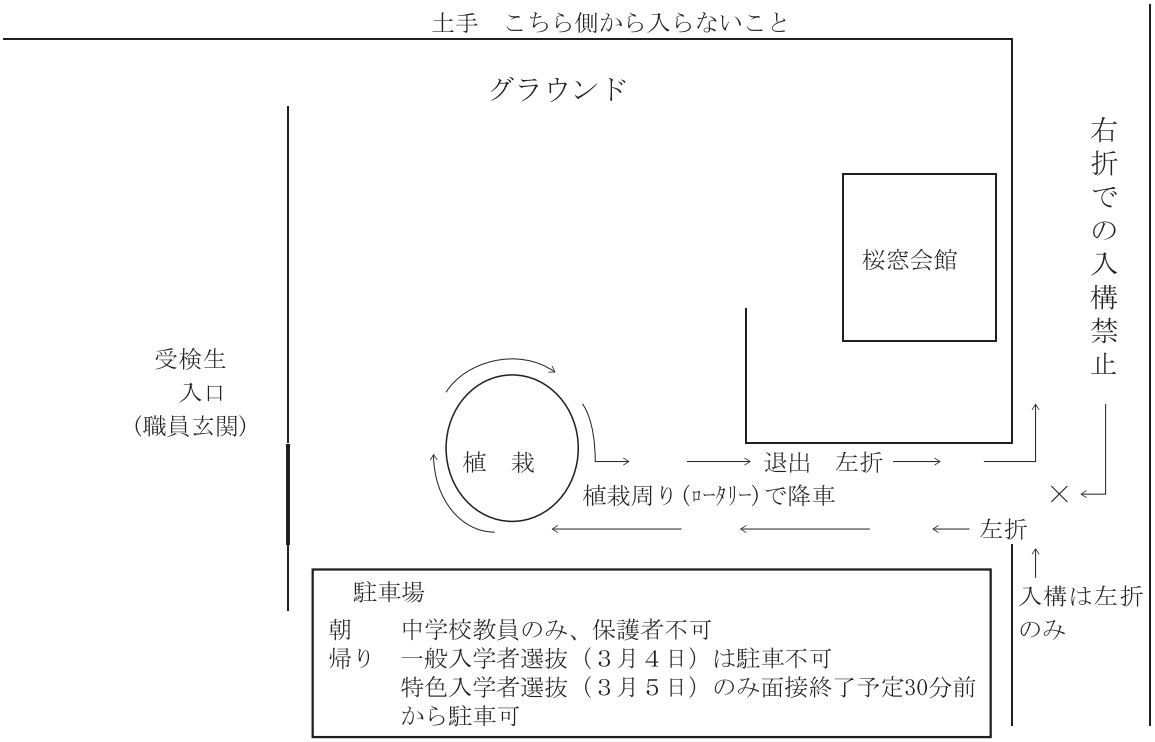
① 一般入学者選抜（３月４日）

バスの本数が少ないので時刻等をあらかじめ確認すること。自家用車で迎える場合は、学校前の道路が混み合うので、学校から離れた場所での待ち合わせをすること。連絡用の公衆電話は、桜窓会館の前にある。校地を出てからの携帯電話の使用については制限しない。

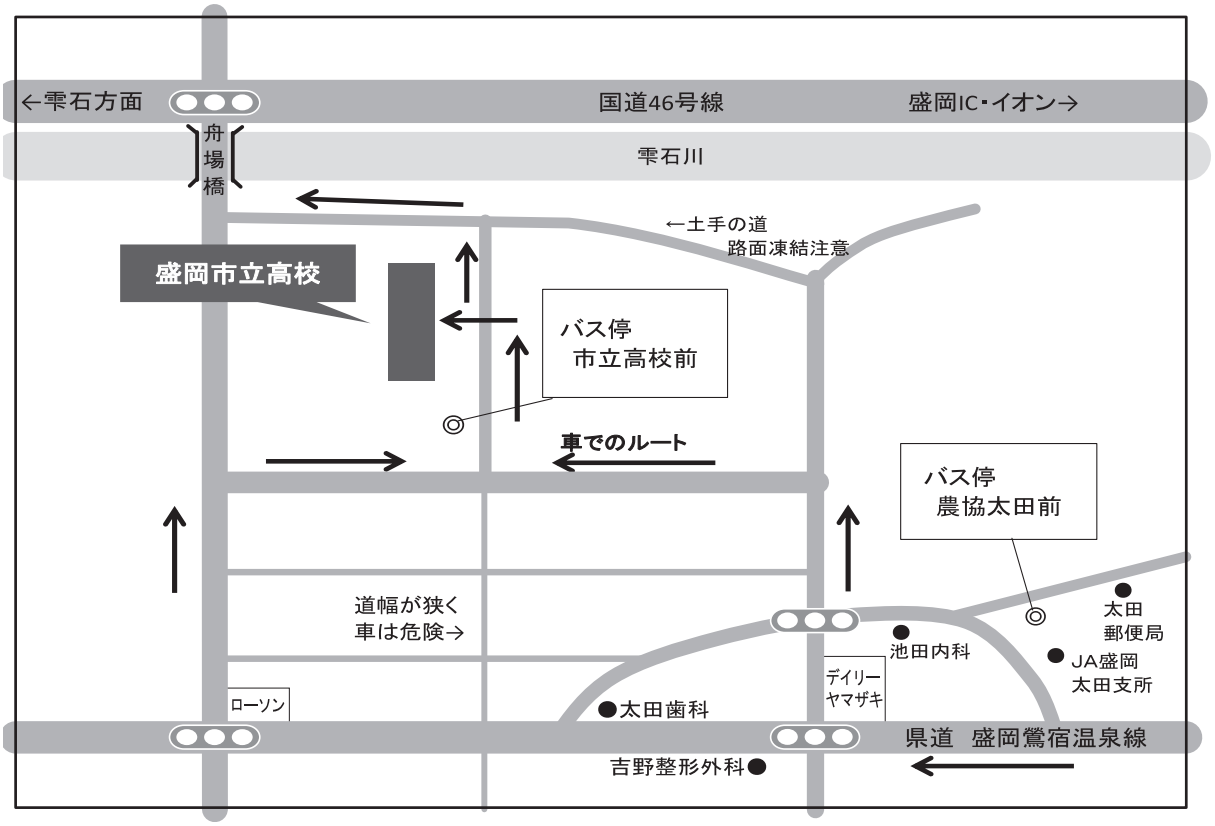
② 特色入学者選抜（３月５日）

バスの本数が少ないので時刻等をあらかじめ確認すること。自家用車で迎える場合は、受検票と併せて配付される面接時間予定表にある受検生各自の終了時刻の３０分前から本校駐車場への駐車を許可する。ダッシュボードに受検票と併せて配付される許可証を置き、入構すること。左折入構、左折出構で校門を出入りすること。

〈校地内概略図〉



〈学校周辺案内図〉



(7) 受検者携行品
ア 受検票
イ 鉛筆（シャープペンシルも可。なお、芯の濃さはＦ、ＨＢ、Ｂのいずれかとする。）
ウ 消しゴム
エ 鉛筆けずり
オ 定規（三角定規も可、分度器付き定規は不可）
カ コンパス
キ 昼食
ク 上履き
ケ 黒のボールペン（成績通知用封筒に氏名等を記載するため。）
※ 計算機能や辞書機能、通信機能を有する機器類は、検査場（校地内）では電源を切り、カバン等にしまっておくこと。

(8) 高等学校長の配慮事項
ア 特別受検について、「特別受検願」（様式：志２）【P.26】の内容を考慮し、適切な対応に努める。
なお、学力検査の一部を変更せざるを得ない事情が生じたときは、盛岡市教育委員会に連絡の上、指示を受ける。
※ 「特別な配慮を伴う受検（特別受検）について」【P.6】参照。
イ 突発的な交通事情の変化や病気等により、受検に特別な配慮が必要な場合に備えて、あらかじめ特別受検室や救護室を設ける等、適切な対応に努める。

３ 追検査
(1) 対象者
ア 次の(ｱ)～(ｲ)のいずれかに該当する者で、３月４日（木）、５日（金）に実施する本検査を受検できない者
(ｱ) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、月経随伴症状等により、本検査を受検できない者
(ｲ) 検査当日の不慮の事態など、その他真にやむを得ない事情により、本検査を受検できない者
イ 本検査１日目（一般入学者選抜）に受検できない者は、本検査２日目（特色入学者選抜）も受検できない者として扱い、追検査１日目及び２日目の対象者とする。
ただし、本検査１日目の検査を一部でも受検した者は追検査１日目の対象者とならない。
ウ 本検査２日目のみ受検できない者は、追検査２日目の対象者となる。
ただし、本検査２日目の検査を一部でも受検した者は追検査２日目の対象者とならない。
(2) 受検の手続
ア 志願者の手続
次の書類を中学校長に提出する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定に該当する者は、盛岡市立高等学校に連絡をした上で、盛岡市立高等学校長に提出する。
(ｱ) 上記(1)ア(ｱ)の事由による場合は、医師の診断書とする。月経随伴症状で医師の診断書を提出できない場合は、「追検査理由申立書」（様式：志４）【P.28】をもって医師の診断書に代えることとする。
(ｲ) 上記(1)ア(ｲ)の事由による場合は、本検査を受検できない理由を証明する書類とする。
イ 中学校長の処理事項
(ｱ) ３月３日（水）午後１時の時点で、本検査を受検できない志願者（中学校を卒業した者を含む。）が確認された場合、中学校名・受検番号・氏名を、午後３時までに盛岡市立高等学校へ電話連絡する。
(ｲ) ３月４日（木）午前８時３０分の時点で、新たに本検査を受検できない志願者が確認された場合、該当生徒の中学校名・受検番号・氏名を、午前９時までに盛岡市立高等学校へ電話連絡する。
(ｳ) ３月５日（金）午前８時３０分の時点で、本検査２日目に検査を実施する学校の志願者のうち新たに本検査を受検できない志願者が確認された場合、中学校名・受検番号・氏名を、午前９時までに盛岡市立高等学校へ電話連絡する。
(ｴ) ３月８日（月）午後３時までに、次のａ及びｂのいずれかの書類を盛岡市立高等学校長あて提出する。
なお、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前にＦＡＸ等で関係書類の写しを盛岡市立高等学校長あて送信した上で、速やかに原本を郵送すること。

a 追検査志願者一覧（様式：中４）【P.33】
b 医師の診断書、追検査理由申立書（様式：志４）【P.28】、本検査を受検できない理由を証明する書類

(ｵ) 新たに、受検に特別な配慮が必要になった場合には、速やかにその旨を盛岡市立高等学校に連絡する。

ウ 高等学校長の処理事項

(ｱ) 提出された書類について、「追検査志願者一覧等受取票」を各中学校長あて交付する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者あて交付する。

(ｲ) 提出された書類の内容について疑義が生じた場合は３月９日（火）正午までに中学校長あて照会する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者あて照会する。

(ｳ) 特別な配慮等により、追検査の一部を変更せざるを得ない事情が生じたときは、盛岡市教育委員会に連絡の上、指示を受けること。

(3) 検査内容

「Ⅱ 前期募集 第２ 選抜 １ 検査内容」【P.7】による。

ただし、検査問題は、岩手県立高等学校追検査用に用意したものと同一のもので行う。

(4) 日程及び実施内容

ア 検査期日

一般入学者選抜 令和９年３月１０日（水）

特色入学者選抜 令和９年３月１１日（木）

イ 検 査 場

盛岡市立高等学校

ウ 実施内容等

上記ア及びイ以外については、「Ⅱ 前期募集 第２ 選抜 ２ 日程及び実施内容」の(2)～(4)、(6)～(8)【P.7～10】による。

４ 選抜方法

(1) 入学者の選抜は、特色入学者選抜、一般入学者選抜の順に行う。

なお、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜する。

(2) 特色入学者選抜

ア 選抜は、学科・コースの特色に配慮しながら、その教育において必要とされる能力・適性等を総合的に判定して行う。

イ 志願者が募集定員の２倍を超える場合は、提出書類（調査書・自己アピールカード）により一次選考を行うことができる。

(ｱ) 盛岡市教育委員会は、２月１９日（金）に、各学科・コースの一次選考の有無を各中学校に通知する。

(ｲ) 盛岡市立高等学校長は、２月２６日（金）までに「特色入学者選抜一次選考結果通知書」を各中学校長に送付する。（必着）

(3) 一般入学者選抜

ア 「学力検査の成績」と「調査書の学習の記録」の比率は、７：３とする。

イ 選抜は、特色入学者選抜合格者を除いた者を対象とする。

ウ 第１志望の受検者で募集定員が充足しない場合は、第２志望から選抜する。

エ 不正行為があった場合は、不合格とする。

５ 合格者の発表

令和９年３月１５日（月）午後３時、盛岡市立高等学校において、受検番号によって発表する。

また、同日午後３時以降３月２３日（火）正午まで、盛岡市立高等学校のホームページに、合格者の受検番号を公開する。（ホームページアドレスは裏表紙に記載）

６　合格者の通知

盛岡市立高等学校長は、合格発表後速やかに、「選考結果通知書」及び「合格通知書」を当該中学校長に送付する。当日、来校し受け取る場合は、免許証等写真入りの身分を証明するものと印鑑を持参すること。受け取りは午後４時までとする。

７　検査成績の通知

(1) 通知する内容

一般入学者選抜の学力検査の教科別得点及び合計点、調査書の換算合計点

(2) 通知の方法

ア 受検者の手続

本検査又は追検査の日に、配付される通知用封筒に氏名等を記入し、盛岡市立高等学校長に提出すること。

イ 高等学校長の処理事項

次の書類を、上記６の通知書類の送付とあわせて各中学校長あて送付する。中学校での受取ができない者については(ｱ)の書類を受検者に送付する。

(ｱ) 検査成績通知書（通知用封筒（上記ア）に封入し、厳封したもの。）

(ｲ) 受取確認表

ウ　中学校長の処理事項

(ｱ) 厳封した状態の検査成績通知書を受検者に手渡し、受取確認表（上記イ(ｲ)）に署名させる。

(ｲ) ３月３１日（水）までに、次の書類を盛岡市立高等学校長あて返送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留とする。

a　受検者が署名済みの受取確認表

b　受検者が受け取らなかった検査成績通知書

(3) 本検査及び追検査を受検しなかった者には通知しない。

Ⅲ　後期募集　一般入学者選抜
普通科特別進学コース

第１　　応募・出願

１　応募資格

令和９年度岩手県立高等学校入学者選抜または盛岡市立高等学校入学者選抜（前期）を受検し、合格しなかった者

２　募集定員

普通科	特別進学コース	１０名

ただし、特色入学者選抜及び一般入学者選抜（前期）において、欠員が生じた場合、欠員分が加算される。

一般入学者選抜(後期)の募集定員は、令和９年３月１５日(月)午後３時以降、盛岡市立高等学校のホームページに公開する。（ホームページアドレスは裏表紙に記載）

３　通学区域

「盛岡市立高等学校管理運営規則」第４条の規定【P.21】による。

４　出願期間

(1) 期　　間　　令和９年３月１６日(火)～３月１８日(木)
(2) 受付時間　　午前９時～午後４時(必着)

５　出願手続

(1) 入学願書の請求及び配付
中学校を通じて行う。

(2) 志願者の手続

ア 中学校を卒業する見込みの者、中学校を卒業した者
在籍している中学校又は卒業した中学校の校長が指定する期日までに、下記ウの書類を中学校長に提出する。

イ 「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者
出願期間中に、下記ウの書類の他に「成績証明書または履修証明書」（【P.3】を参照）を盛岡市立高等学校長に提出する。

ウ 提出書類

(ｱ) 新規に作成した入学願書
「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　６　出願手続　(2) 志願者の手続」のウの(ｱ)【P.3】に準ずる。ただし受検票は、裏面の「令和９年度　盛岡市立高等学校入学者選抜（後期）受検票」に記入する。
なお、盛岡市立高等学校の入学者選抜（前期）を受検した志願者については、入学考査料の納付を免除する。
※ 入学考査料免除を申請する場合は、「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　６　出願手続　(2) 志願者の手続　ウ　提出書類」の(ｴ)【P.3】に準ずる。

(ｲ) 旧受検票の写し
令和９年度岩手県立高等学校入学者選抜又は盛岡市立高等学校入学者選抜を受検した際のもの。

(3) 中学校長の処理事項
出願期間中に、次の書類を上記ウの書類に添えて、盛岡市立高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿（様式：中１）【P.29】
イ 調査書（様式：中２）【P.30】
盛岡市立高等学校に再出願する者については、不要とする。

(4) 高等学校長の処理事項

ア 入学考査料免除申請書を受理した場合は、その内容を審査し、結果を中学校長を通じて申請者に通知する。
なお、免除対象とならない場合は、原則として電子申請でのキャッシュレス決済にて入学考査料(2,200 円）を納付し、Ａ票への記入と添付書類を併せて提出するように中学校長を通じて指示する。
「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P.21】に該当する者については志願者に通知及び指示する。

イ 出願期間中に受け取った入学願書等について、「入学願書受取票」を各中学校長あて交付する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P. 21】に該当する者については志願者あて交付する。
ウ 岩手県立高等学校入学者選抜を受検した高等学校長に「学力検査結果通知書」の送付を依頼する。
エ 上記ウにより依頼を受けた場合、盛岡市立高等学校長は、学力検査結果通知書を送付する。

第２　　選　抜

１　検査内容

調査書、面接

２　日程及び実施内容

(1) 検査期日　　令和９年３月２３日（火）
(2) 実施内容及び時程
　集合時刻　　８：３０
　面　　接　　９：００～
(3) 配点等
ア 面接、調査書の配点内訳は、以下のとおりとする。

調査書（９教科の１～３年の評定）	１００点	２００点
面　接	１００点	

イ 調査書の学習の記録の換算点
　(ｱ) １年生（　４５点満点）　全教科の評定×１
　(ｲ) ２年生（　９０点満点）　全教科の評定×２
　(ｳ) ３年生（１３５点満点）　全教科の評定×３
　(ｱ)～(ｳ)の合計２７０点を１００点に圧縮して換算点とする。
ウ 面接
　(ｱ) 高校生活への意欲　　４０点
　(ｲ) 進路に関する意欲　　４０点
　(ｳ) 表現力　　２０点
(5) 検査場　　盛岡市立高等学校
(6) 携行品等
　受検票、鉛筆（シャープペンシルも可。なお、芯の濃さはＦ、ＨＢ、Ｂのいずれかとする。）、消しゴム、鉛筆けずり、上履き、上履きを入れる袋、黒のボールペン。
　※ 計算機能や辞書機能、通信機能を有する機器類は、検査場（校地内）では電源を切り、カバン等にしまっておくこと。

３　選抜方法

入学者の選抜は、普通科特別進学コースの教育を受けるに足る能力・適性を調査書、面接により総合的に判断して行う。

４　合格者の発表

令和９年３月２５日（木）午後３時、盛岡市立高等学校において、受検番号によって発表する。
また、同日午後３時以降、盛岡市立高等学校のホームページに合格者の受検番号を公開する。（ホームページアドレスは裏表紙に記載）

５　合格者の通知

盛岡市立高等学校長は、合格発表後速やかに、「選考結果通知書」及び「合格通知書」を各中学校長に送付する。当日、来校し受け取る場合は、免許証等写真入りの身分を証明するものと印鑑を持参すること。受け取りは午後４時までとする。

６　学力検査等成績の通知

(1) 盛岡市立高等学校長は、上記５の通知書類の送付とあわせて、検査成績通知書を当該中学校長に送付する。
(2) 検査を受けなかった者には通知しない。

Ⅳ　後期募集　二次募集
普通科普通コース及び商業科

第１　　応募・出願

１　二次募集を行う学科（コース）
普通科普通コース若しくは商業科において、欠員がある場合二次募集を行うことができる。

２　応募資格
次の(1)または(2)のいずれかに該当する者
(1) 令和９年度岩手県立高等学校入学者選抜または盛岡市立高等学校入学者選抜（前期）を受検し、合格しなかった者
(2) やむを得ない事情で、令和９年度岩手県立高等学校入学者選抜または盛岡市立高等学校入学者選抜（前期）を受検しなかった者

３　募集人数
定員から入学者選抜（前期）合格者数を減じた人数とする。
なお、二次募集の実施の有無・二次募集人数は、令和９年３月１５日（月） の一般入学者選抜合格発表後に盛岡市立高等学校のホームページに公開する。（ホームページアドレスは裏表紙に記載）

４　通学区域
「盛岡市立高等学校管理運営規則」第４条の規定【P.21】による通学区域の制限を受けない。

５　出願期間
(1) 期　　間　　令和９年３月１６日(火)～３月１８日(木)
(2) 受付時間　　午前９時～午後４時(必着)

６　出願手続
(1) 入学願書の請求及び配付
中学校を通じて行う。
(2) 志願者の手続
ア 中学校を卒業する見込みの者、中学校を卒業した者
在籍している中学校又は卒業した中学校の校長が指定する期日までに、下記ウの書類を中学校長に提出する。
イ 学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者
出願期間中に、下記ウの書類の他に「成績証明書または履修証明書」（【P.3】を参照）を盛岡市立高等学校長に提出する。
ウ 提出書類
(ｱ) 新規に作成した入学願書
「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　６　出願手続　(2) 志願者の手続」のウの(ｱ)【P.3】に準ずる。ただし受検票は、裏面の「令和９年度　盛岡市立高等学校入学者選抜（後期）受検票」に記入する。
なお、盛岡市立高等学校の入学者選抜（前期）を受検した志願者については、入学考査料の納付
※ 入学考査料免除を申請する場合は、「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　６　出願手続　(2) 志願者の手続　ウ　提出書類」の(ｴ)【P.3】に準ずる。
(ｲ) 旧受検票の写し
令和９年度岩手県立高等学校入学者選抜又は盛岡市立高等学校入学者選抜を受検した際のもの。
(3) 中学校長の処理事項
出願期間中に、次の書類を上記ウの書類に添えて、盛岡市立高等学校長に提出する。
ア 志願者名簿（様式：中１）【P.29】
イ 調査書（様式：中２）【P.30】
盛岡市立高等学校に再出願する者については、不要とする。
(4) 高等学校長の処理事項
ア 入学考査料免除申請書を受理した場合は、その内容を審査し、結果を中学校長を通じて申請者に通知する。
なお、免除対象とならない場合は、原則として電子申請でのキャッシュレス決済にて入学考査料

(2,200 円) を納付し、A票への記入と添付書類を併せて提出するように中学校長を通じて指示する。
「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P. 21】に該当する者については志願者に通知及び指示する。
イ 出願期間中に受け取った入学願書等について、「入学願書受取票」を各中学校長あて交付する。「学校教育法施行規則」第 95 条の規定【P. 21】に該当する者については志願者あて交付する。
ウ 岩手県立高等学校入学者選抜を受検した高等学校長に「学力検査結果通知書」の送付を依頼する。
エ 上記ウにより依頼を受けた場合、盛岡市立高等学校長は、学力検査結果通知書を送付する。

第２　　選　抜

１　検査内容

調査書、面接

２　日程及び実施内容

(1) 検査期日　　令和９年３月２３日（火）
(2) 日程等
集合時刻　　８：３０
面　　接　　９：００～
(3) 各検査の配点等
ア 面接、調査書の配点内訳は、以下のとおりとする。

調査書（９教科の１～３年の評定）	１００点	２００点
面　接	１００点	

イ 調査書の学習の記録の換算点
(ｱ) １年生（　４５点満点）　全教科の評定×１
(ｲ) ２年生（　９０点満点）　全教科の評定×２
(ｳ) ３年生（１３５点満点）　全教科の評定×３
(ｱ)～(ｳ)の合計２７０点を１００点に圧縮して換算点とする。
ウ 面接
(ｱ) 高校生活への意欲　　４０点
(ｲ) 進路に関する意欲　　４０点
(ｳ) 表現力　　２０点
(5) 検査場　　盛岡市立高等学校
(6) 携行品等
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可。なお、芯の濃さはＦ、ＨＢ、Ｂのいずれかとする。）、消しゴム、鉛筆けずり、上履き、上履きを入れる袋、黒のボールペン。
※ 計算機能や辞書機能、通信機能を有する機器類は、検査場（校地内）では電源を切り、カバン等にしまっておくこと。

３　選抜方法

入学者の選抜は、普通科普通コース若しくは商業科の教育を受けるに足る能力・適性を調査書、面接により総合的に判断して行う。

４　合格者の発表

令和９年３月２５日（木）午後３時、盛岡市立高等学校において、受検番号によって発表する。
また、同日午後３時以降、盛岡市立高等学校のホームページに合格者の受検番号を公開する。（ホームページアドレスは裏表紙に記載）

５　合格者の通知

盛岡市立高等学校長は、合格発表後速やかに、「選考結果通知書」及び「合格通知書」を各中学校長に送付する。当日、来校し受け取る場合は、免許証等写真入りの身分を証明するものと印鑑を持参すること。受け取りは午後４時までとする。

６　学力検査等成績の通知

(1) 盛岡市立高等学校長は、上記５の通知書類の送付とあわせて、検査成績通知書を各中学校長に送付する。
(2) 検査を受けなかった者には通知しない。

Ⅴ　特別入学志願者取扱要領

第１　　県内からの志願

保護者の転勤による一家転住等、特別の事由により、本校普通科を受検する場合の取扱については、次のとおりとする。なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱う。

１　通学区域

本校普通科を志願する場合は、原則として、保護者の転居先が本校普通科の学区内であること。

２　志願承認手続

出願手続の前に、志願について承認を受けること。

(1) 志願者の手続

本人又は保護者は、下記の書類を中学校長に提出する。ただし、提出書類は志願理由により異なるので、中学校は予め盛岡市教育委員会に問い合わせて確認すること。

【電話　(019) 651-4110［内線　7334］】

ア 特別入学志願承認申請書(県内受検者用)（様式：特１）【P.34】

イ 異動発令の内容等に関する証明書

（証明方法等の詳細については、盛岡市立高等学校へ問い合わせること。）

ウ その他必要書類

(2) 中学校長の処理事項

中学校長は、志願者の提出した上記ア～ウの書類及び「副申書」を盛岡市立高等学校長に提出する。

承認を得た後の他の手続きは、一般入学者選抜の出願方法による。

(3) 盛岡市立高等学校長の処理事項

盛岡市立高等学校長は、特別入学志願承認申請書(上記(1)ア)及び副申書(上記(2))の事由を審査し、その可否は速やかに中学校長を通じて志願者に通知する。

なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱い、その後の手続きについては、一般入学者選抜の手続きに従う。

３　出願

「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　５　出願期間・６　出願手続」【P.2～3】による。

４　特別調整

すでに岩手県立高等学校に出願している者の保護者、一般入学者選抜の出願調整期間を過ぎてから、転勤等の事由が生じたため、盛岡市立高等学校への変更を希望する場合は、特別調整による。

(1) 特別調整の期間

ア 期　　間　　令和９年２月１９日(金)～２月２４日(水)（ただし、休日を除く。）

イ 受付時間　　午前９時～午後４時（必着）

(2) 特別調整の手続

ア 本人または保護者は、下記の書類を中学校長に提出する。

(ｱ) 特別調整申請書(様式：特１に準ずる)【P.34】

(ｲ) 異動発令の内容等に関する証明書(証明方法等の詳細については、盛岡市立高等学校へ問い合わせること。)

(ｳ) その他必要書類

イ　中学校長は、志願者の提出した書類及び「副申書」（様式：特３）【P.36】を盛岡市立高等学校長に提出する。

ウ　盛岡市立高等学校長は、事由を審査し、その可否を速やかに本人、中学校長及び旧志願先高等学校長に通知する。

なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱い、その後の手続きについては、一般入学者選抜の手続きに従う。

第２　　県外からの志願

保護者の転勤による一家転住等、特別の事由により、県外から本校に志願する場合の取扱については、次のとおりとする。なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱う。

１　通学区域

(1) 普通科を志願する場合には、保護者の転居先が、本校の学区内であること。
(2) 商業科を志願する場合には、保護者の転居先が、岩手県内であること。

２　志願承認手続

中学校は出願手続の前に、志願について承認を受けること。

(1) 志願についての問合せ
志願が可能であるかどうか、入学願書等の請求前に盛岡市教育委員会に問い合わせること。
【電話　(019) 651-4110［内線　7334］】

(2) 志願者の手続
本人又は保護者は、下記の書類を中学校長に提出する。ただし、提出書類は志願理由により異なるので、中学校は予め盛岡市教育委員会に問い合わせて確認すること。
ア 特別入学志願承認申請書(県外受検者用)（様式：特２）【P.35】
イ 異動発令の内容等に関する証明書
（証明方法等の詳細については、盛岡市立高等学校へ問い合わせること。）
ウ その他必要書類

(3) 中学校長の処理事項
県内からの特別入学志願者要領（第１　県内からの志願）【P.17】による。

(4) 盛岡市立高等学校長の処理事項
県内からの特別入学志願者要領（第１　県内からの志願）【P.17】による。

３　出願

「Ⅱ　前期募集　第１　募集・出願　５　出願期間・６　出願手続」【P.2～3】による。

４　特別出願

一般入学者選抜の出願期間を過ぎてから転勤等の事由が生じ、本校に志願を希望する場合は特別出願による。

(1) 特別出願の期間
ア 期　　間　　令和９年２月１０日(水)～２月２４日(水)(ただし、休日を除く。)
イ 受付時間　　午前９時～午後４時（必着）

(2) 特別出願の手続
ア 本人または保護者は、下記の書類を中学校長に提出する。ただし、提出書類は志願理由により異なるので、予め盛岡市教育委員会に問い合わせて確認すること。【電話　(019) 651-4110［内線　7334］】
(ｱ) 特別出願申請書(様式：特２に準ずる)【P.35】
(ｲ) 異動発令の内容等に関する証明書
（なお、証明方法等の詳細については、盛岡市立高等学校へ問い合わせること。）
(ｳ) その他必要書類
イ 中学校長は、志願者の提出した書類及び「副申書」（様式：特３）【P.36】を盛岡市立高等学校長に提出する。
ウ 盛岡市立高等学校長は、事由を審査し、その可否を速やかに本人、中学校長に通知する。
なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱い、その後の手続については、一般入学者選抜の手続に従う。
エ 志願の承認が得られた場合、中学校長は次の書類を盛岡市立高等学校長に提出する。
(ｱ) 一般入学願書(Ａ票、Ｂ票、Ｃ票及び受検票)
(ｲ) 志願者名簿（様式：中１）【P.29】
(ｳ) 調査書（様式：中２）【P.30】
(ｴ) 学習成績一覧表（様式：中３）【P.32】

Ⅵ　合格者に係る高等学校への提出書類

中学校長は、進学した生徒について、次の書類を盛岡市立高等学校に送付すること。

	書　　類	備　　考
1	生徒指導要録の抄本又は写し	進学後 30 日以内に送付すること。
2	健康診断票	
3	歯の検査票	
4	引継ぎシート	教育上特別な支援を必要とする生徒について、合格発表後、速やかに送付又は直接持参すること。
5	心とからだの健康観察	７月までに送付すること。
6	キャリア・パスポート	入学手続の際に、生徒が提出すること。

Ⅶ　入学考査料の免除について

盛岡市立高等学校授業料等条例第６条第２項、盛岡市立高等学校入学考査料等の免除に関する規則第２条第１項により、世帯の収入の著しい減少があった者で、次に該当する方は、入学願書提出時に、入学考査料等免除申請書に必要書類を添付し、審査の結果認められた場合は、入学考査料が免除になります。

〔免除対象者及び提出書類〕　（※条例は P.22、様式は P.37～40 参照）

号	免除対象者（注１）	提出書類	
		事案（各号）により必要な書類	１～５号まで共通に提出する書類
１号	学資を主として負担している者の死亡	○死亡届の記載事項証明書又はこれに類する書類	○入学考査料等免除申請書(様式：免１) ○世帯に関する申立書(様式：免２) ○提出書類準備確認調書(様式：免３)
２号	学資を主として負担している者の長期入院	○入院証明書又はこれに類する書類	
３号	学資を主として負担している者の失業	○雇用保険受給者資格証又は解雇証明書	
４号	学資を主として負担している者の行方不明	○行方不明者届受理証明書又はこれに類する書類	
５号	学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少（給与所得者）	○直近の月の減少の比較ができる給与支払証明書又はこれに類する書類	
	学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少（自営業）	○直近の月と前年同月の売上台帳の写し又はこれに類する書類	

注１　免除対象者は、免除の申請から過去１年の間において該当する方となります。

盛岡市立高等学校授業料等条例附則第４項により、東日本大震災、平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号、令和 7 年 2 月 26 日に発生した強風災害により甚大な被害を受けた方で次の方は、入学願書提出時に、入学考査料等免除申請書に必要書類を添付し、審査の結果認められた場合は、入学考査料が免除になります。

〔免除対象者及び提出書類〕　（※条例は P.22、様式は P.37～40 参照）

号	免除対象者	提出書類	
		事案（各号）により必要な書類	６～14 号まで共通に提出する書類
６号	被災により住居の全壊又は半壊の被害を受けた方	○罹災証明書の写し	○入学考査料等免除申請書(様式：免１) ○世帯に関する申立書(様式：免２) ○提出書類準備確認調書(様式：免３)
７号	被災により住居の全焼又は半焼の被害を受けた方		
８号	被災により住居の流出の被害を受けた方		
９号	学資を主として負担している者の被災による死亡	○死亡届の記載事項証明書又はこれに類する書類	
10 号	学資を主として負担している者の行方不明	○行方不明者届受理証明書又はこれに類する書類	
11 号	学資を主として負担している者の長期入院	○入院証明書又はこれに類する書類	
12 号	学資を主として負担している者の失業	○雇用保険受給者資格証又は解雇証明書	
13 号	学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少（被災前と申請時との比較）	○事業所等の罹災証明書の写し又は損害保険申請書の写し等被災状況を証する書類又は申立書	
14 号	福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、警戒区域内等に存する住居からの立退きをした方	○事故発生当時に居住していた住所がわかる書類の写し	

注１　世帯の収入の著しい減少とは、４割を超える減少が免除対象となります。

岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定（抄）

（平成 15 年 10 月 10 日締結）

第１条（入学志願の併願）

県立高校と市立高校の入学志願の併願は、認めないものとする。

第２条（入学志願変更の取扱い）

県立高校から市立高校への入学志願の変更又は市立高校から県立高校への入学志願の変更は、県立高校の入学者選抜における出願調整期間内において、１回に限り行うことができるものとする。

第４条（協定の改正期限）

この協定を改正する場合で、改正後の協定を翌年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の９月末日までに改正するものとする。

第５条（協定に定めのない事項等）

この協定に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会協議の上定めるものとする。

盛岡市立高等学校管理運営規則（抄）

（昭和 47 年９月 29 日教育委員会規則第７号）

第４条（通学区域）

高等学校の通学区域（以下「学区」という。）は、次のとおりとする。

盛岡市、滝沢市、八幡平市のうち大更、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、宮古市のうち平成 21 年 12 月 31 日における下閉伊郡川井村の区域

第４条の２（出願）

学区内に所在する中学校に在学している者又は中学校を卒業した者で就学（入学又は転学をいう。）をしようとする者は、高等学校に出願することができる。

学区外に所在する中学校を卒業した者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者で、学区内に住所を有し、現に常住している者は、前項の規定にかかわらず、高等学校に出願することができる。

第４条の３（出願の特例）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、高等学校に出願することができる。

(1) 商業科を履修しようとする者

(2) 第二次募集により高等学校の第１学年に入学しようとする者

(3) 保護者の住所等を考慮してやむを得ない理由があると教育委員会が認めた者

(4) 前３号に掲げるもののほか、高等学校の第１学年に入学しようとする者のうち特に希望する者

第４条の４（出願の特例に係る入学許可の範囲）

前条第４号の規定により出願した者の入学許可は、高等学校の第１学年定員の 100 分の 15 の範囲内で行うものとする。

学校教育法施行規則（抄）

（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 95 条（入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者）

学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

１　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

２　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

３　文部科学大臣の指定した者

４　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

５　その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

～　盛岡市立高等学校授業料等条例（抜粋）　～

第４条（入学考査料の納付方法）

　高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。

第６条（授業料等の減免）

２　市長は、経済的事情により就学が困難で特に必要があると認めた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。

附　則

４　第４条及び第５条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる災害により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。

(1) 東日本大震災（平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）

(2) 平成 28 年台風第 10 号による災害

(3) 令和元年台風第 19 号による災害

(4) 令和７年２月 26 日に発生した強風による災害

～　盛岡市立高等学校入学考査料等の免除に関する規則（抜粋）　～

第２条（免除の基準）

　条例第６条第２項の規定による入学考査料等の免除を受けることのできる者は、学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少があった者とする。

２　条例附則第４項の規定による入学考査料等の免除を受けることのできる者は、次の各号（平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号による災害に係るものにあっては第１号、第３号又は第４号、令和７年２月 26 日に発生した強風による災害に係るものにあっては第１号、第２号又は第４号）のいずれかの被害を受けた者とする。

(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下同じ。）の全壊又は半壊

(2) 住居の全焼又は半焼

(3) 住居の流失

(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少

(5) 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成 23 年４月 22 日において原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第１項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）附則第 54 条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第 20 条第３項の規定に基づき、平成 23 年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き

第３条（免除の申請）

　入学考査料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学考査料等免除申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第１項に規定する者　同項に規定する収入の著しい減少があったことを証する書類その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第２項に規定する者　同項各号（平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号による災害に係るものにあっては同項第１号、第３号又は第４号、令和７年２月 26 日に発生した強風による災害に係るものにあっては同項第１号、第２号又は第４号）のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類

第４条（免除の決定及び通知）

　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学考査料等を免除することを適当と認めたときは免除の決定をし、入学考査料等免除決定通知書により、入学考査料等を免除することを不適当と認めたときは入学考査料等免除不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。

様式：志１（Ａ４判縦型）
（表面）

令和９年度　盛岡市立高等学校　入学者選抜
特色入学者選抜　自己アピールカード

中学校名	
ふりがな 氏　　名	

志望学科 ○をつける	普通特進・普通・商業
受験番号	*

1　中学校までの活動で、最も努力を重ねたものについて記入してください。

①　種類を１つだけ選択してください。（記号に○をつけ、〔　〕内に記入する）

ア　部活動　**部名**〔　　〕　　**イ**　生徒会活動　　**ウ**　資格取得

エ　校外での活動　**種類・所属団体名等**〔　　〕

②　①で選択したものについて、「成果」または「活動内容」を記入してください。成果のうち大会成績等は最上位の**１つだけ**とし、正式名称を記入してください。（２つ目以降の内容は無効とします）

③　②で記入したものが「成果」である場合は以下を記入してください。なお、不備や不足がある場合は成果として認定しないことがあります。

主催団体		実施日(認定日)	令和　　年　　月　　日

以下は大会等の場合のみ記入してください（各予選がない箇所は記入不要です）。実施日は最終試合日とします。

会　　場			
予選(地区)		実　施　日	令和　　年　　月　　日
予選（県）		実　施　日	令和　　年　　月　　日
予選(ブロック)		実　施　日	令和　　年　　月　　日

［記入上の注意］１．この様式はホームページからダウンロードできます（http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/）

２．黒ボールペン・自筆で記入してください（コピーの提出は不可）。

３．＊の欄は記入しないでください。

（裏面）

2　１で記入したことについて、具体的な取り組み内容と、そのことでどのような力が身についたかを、文章で述べてください。

3　本校を志願する理由は何ですか。高校入学後に力を入れて取り組みたいこと、将来の目標についても触れながら、文章で述べてください。

記入例
（表面）

令和９年度　盛岡市立高等学校　入学者選抜
特色入学者選抜　自己アピールカード

中学校名	盛岡市立○○中学校
ふりがな 氏　　名	もりおか　いちろう 盛岡　一郎

志望学科 ○をつける	(普通特進) 普通・商業
受験番号	＊

1　中学校までの活動で、最も努力を重ねたものについて記入してください。

①　種類を１つだけ選択してください。（記号に○をつけ、〔　〕内に記入する）

ア　部活動　**部名**〔　　〕　　イ　生徒会活動　　ウ　資格取得

(エ)　校外での活動　**種類・所属団体名等**〔　サッカー　○○ＦＣ　　〕

②　①で選択したものについて、「成果」または「活動内容」を記入してください。成果のうち大会成績等は最上位の**１つだけ**とし、正式名称を記入してください。（２つ目以降の内容は無効とします）

［**成果の例**］　・第○回全日本中学校○○選手権大会　○の部○回戦進出
　　・実用技能英語検定　２級取得
［**活動の例**］　・生徒会長（令和○年○月～令和○年○月）

③　②で記入したものが「成果」である場合は以下を記入してください。なお、不備や不足がある場合は成果として認定しないことがあります。

主催団体	中体連、日本ﾘﾄﾙｼﾆｱ中学硬式野球協会など	実施日(認定日)	令和　○年　○月　○日

以下は大会等の場合のみ記入してください（各予選がない箇所は記入不要です）。実施日は最終試合日とします。

会　　場	きたぎんボールパーク（岩手）		
予選(地区)	中総体地区予選	実　施　日	令和　○年　○月　○日
予選（県）	第○回県中総体○○競技	実　施　日	令和　○年　○月　○日
予選(ブロック)	第○回東北中学校○○大会	実　施　日	令和　○年　○月　○日

［記入上の注意］１．この様式はホームページからダウンロードできます（http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/）
２．黒ボールペン・自筆で記入してください（コピーの提出は不可）。
３．＊の欄は記入しないでください。

様式：志２（Ａ４判縦型）

特　別　受　検　願

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（志願者氏名）（ふりがな）

（志願学科・コース）１つに丸をつける。

普通科特別進学コース　　普通科普通コース　　商業科

（保護者氏名）

下記のとおり、特別受検の取扱をお願いします。

記

１　特別受検の事由（病気や障がいの状況、日本語の習得状況等）

２　特別受検の内容（特別受検室での受検希望等）

３　添付書類

上記のとおり相違なく、特別受検の取扱いが必要であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

（中学校名）

（校 長 名）　　印

【注】　添付書類は、病気や障がいによる場合は、医師の診断書とすること。それ以外の場合及び医師の診断書が準備できない場合には、あらかじめ盛岡市教育委員会に問い合わせて確認すること。

様式：志３（Ａ４判縦型）

志　願　変　更　願

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（中学校名）

（校 長 名）　　印

（志願者氏名）（ふりがな）

（保護者氏名）

先に提出した入学願書について、下記のとおり変更したいので、お願いします。

記

（１）

新志願先高等学校	岩手県立　　高等学校

（２）

志望学科等（変更後）	第１志望	・普通科 特別進学コース ・普通科 普通コース ・商業科
	特色入学者選抜	希望する　・　希望しない
	第２志望	・普通科 普通コース ・商業科 ・なし
通学区域（第１志望 普通科のみ）	学区内　・　学区外	

【注】１　志願先を盛岡市立高等学校以外に変更する場合は、（１）のみ記入すること。
２　盛岡市立高等学校の志願する学科・コースを変更する場合は、（２）のみ記入すること。
３　志望学科等については志望する学科・コースを、通学区域については該当するものを○で囲むこと（通学区域については普通科のみ）。

様式：志４（Ａ４判縦型）

追 検 査 理 由 申 立 書
（月経随伴症状による体調不良用）

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（受検番号）

（志願者氏名）

（中学校名）

（保護者氏名）

本検査を受検できなかった理由について、下記のとおり申し立てます。

記

本検査を受検できなかった理由	

中学校証明欄
上記申立があったことを証明します。 令和　　年　　月　　日 （中学校名） （校 長 名）　　印

様式：中１（Ａ４判縦型）

令和９年度盛岡立高等学校入学者選抜　志願者名簿
（前期募集調整前／前期募集調整後／後期募集・二次募集）

志願先高等学校：　盛岡市立高等学校　全日制課程　　科（　　コース）

中学校名：　　志願者数：　　人

番号	氏　　名	備考

番号	氏　　名	備考

【注】１　第１志望により、学科、コースごとに作成すること。
２　過年度卒業者については、備考欄に「過年度卒」と記入すること。
３　全県統一校務支援システムから出力できること。ただし、過年度卒業者については、全県統一校務支援システムの出力帳票データに含まれないため、追加すること。

様式：中２（Ａ４判縦型）

調　査　書（令和９年度入学者選抜用）

番　号	※

ふりがな		男	令和　年　月　日　中学校入学
志願者 氏　名		・	令和　年　月　日　第　学年に編入学・転入学
生年月日　平成　年　月　日		女	令和　年　月　日　卒業見込・卒業

学習の記録

区分／教科	評定 1年	評定 2年	評定 3年
国語			
社会			
数学			
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
技術・家庭			
英語			

出欠の記録

区分／学年	授業日数	欠席日数	欠席理由等
1　年			
2　年			
3　年			

総合的な学習の時間の記録

特別活動の記録

その他参考となる記録

記入年月日	令和　年　月　日	本書の記入事項に誤りがないことを証明する。			
		学　校　名			
記入者氏名		校長氏名　公印			印
		番　号	※	志願者氏名	

【調査書記入上の注意】

1　調査書は、中学校生徒指導要録等に基づいて記入すること。

2　※印欄は、高等学校において受検番号等の番号を記入する欄とし、中学校では記入しないこと。

3　入学年月日について

(1) 中学校においては、中学校に入学した年月日を記入すること。

(2) 義務教育学校においては、義務教育学校第７学年に進級した年月日を記入すること。

(3) 特別支援学校においては、中学部第１学年に入学した年月日を記入すること。

4　「男・女」、「編入学・転入学」、「卒業見込・卒業」について

該当する一方を○で囲むか、該当する一方のみを記入すること。

5　「学習の記録」について

(1) 卒業見込みの者について、第３学年の評定は、令和８年１２月末日現在の学習状況に基づいて記入すること。

(2) 特別支援学級での指導等により、中学校生徒指導要録に評定が記載されない教科については、当該学年・教科の評定の欄は空欄とし、学習の状況が分かる関係書類を添付すること。

6　「出欠の記録」について

卒業見込みの者については、令和８年１２月末日現在で記入すること。

7　「総合的な学習の時間の記録」について

学習活動及び評価について記入すること。

8　「特別活動の記録」について

学級活動、生徒会活動及び学校行事における生徒の活動状況について、主な事実や顕著な活動について、箇条書き等で端的に記入すること。

9　「その他参考となる記録」について

生徒の特徴・特技、部活動（役職、ポジション、担当等）、校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動等について、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げ、箇条書き等で端的に記入すること。

なお、参加した大会名は省略せずに正式名称で記入すること。

例）令和８年度盛岡市中学校総合体育大会　陸上競技　男子 100m 第１位

第 73 回岩手県中学校総合体育大会　バスケットボール競技　女子第１位

※　全県統一校務支援システムでは、様式の左上部に提出先高等学校名が出力されること。

様式：中３（Ａ４判縦型）

学習成績一覧表　○○立○○中学校　　盛岡市立高等学校 全日制 志願者用（その　　）

番号	氏　　名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語	備考

【注】１　令和９年３月卒業見込みの者全員について、第３学年の評定を 12 月末日現在の学習状況に基づいて記入すること（過年度卒業者は含めないこと）。
２　「番号」は、卒業見込みの者全員を通し番号として記入すること。
３　全県統一校務支援システムから出力できること。

様式：中４（Ａ４判縦型）

追 検 査 志 願 者 一 覧

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（中学校名）

（校 長 名）　　印

下記のとおり報告します。

記

No.	受検番号	氏　　名	理　　由
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
１０			

【注】１　理由欄には、「インフルエンザのため」などと簡潔に記入すること。
　　２　本検査の欠席理由を証明する書類（医師の診断書等）を添付すること。

様式：特１（Ａ４判縦型）

特別入学志願承認申請書（県内受検者用）

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（志願者氏名（ふりがな））

（生　年　月　日）　　平成　　年　　月　　日生

（転居後の住所）

（通　　知　　先）

（中　学　校　名）　　令和　　年　３月

中学校　卒業・卒業見込

（保 護 者 氏 名）

下記事由により貴校普通科に入学志願したいので、承認くださるようお願いします。

（事由）

上記の事由に相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

（中学校名）

（校 長 名）　　印

様式：特２（Ａ４判縦型）

特別入学志願承認申請書（県外受検者用）

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（志願者氏名（ふりがな））

（生　年　月　日）　　平成　　年　　月　　日生

（転居後の住所）

（通　　知　　先）

（中　学　校　名）　　令和　　年３月

中学校　卒業・卒業見込

（保 護 者 氏 名）

下記事由により貴校＿＿＿＿科に入学志願したいので、承認くださるようお願いします。

（事由）

上記の事由に相違なく、また、本県（都、道、府）公立高等学校に出願していないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

（中学校名）

（校 長 名）　　印

様式：特３（Ａ４判縦型）

副　　申　　書

令和　　年　　月　　日

盛岡市立高等学校長　様

（中学校名）

（校 長 名）　　印

貴校を特別入学志願している本校生徒について、下記のとおり副申いたします。

１　志願者氏名

２　特別入学志願をする事由・事情等

【注】

「２　　特別入学志願をする事由・事情等」については、盛岡市立高等学校を志願しなければならない具体的な事由・事情等を記入すること。

様式：免１（Ａ４判縦型）

入学考査料等免除申請書

令和　　年　　月　　日

盛岡市長　様

申請者　本　籍

現住所

氏　名　　㊞

（本人署名又は記名押印）

保護者

現住所

氏　名　　㊞

（本人署名又は記名押印）

次のとおり免除を受けたいので申請します。

記

免除を受けようとする対象	盛岡市立高等学校の入学考査料及び入学料
免除を受けようとする具体的事情	

様式：免２（Ａ４判縦型）

世帯に関する申立書

【記入の仕方】

１　本申立書には、生徒と生計を共にする者について記入してください。
２　学資を主として負担している者を最上段に記入してください。
３　続柄は、志願者との続柄を記入してください。
４　職業は、本申立書記入日現在の職業を記入してください。
５　収入額比較欄は、5号の場合で給与所得者は直近の月の減少の比較、自営業は直近の月と前年同月の売上額の比較となります。13号の場合は、収入額Aは各災害の発生日から1年間の概算額を、収入額Bは令和7年度の同日から1年間の概算額を記入してください。（例　東日本大震災の場合　Aは平成22年3月11日から平成23年3月10日、Bは令和8年3月11日から令和9年3月10日の各概算額）

学資を主として負担している者	氏名（生年月日）	続柄	免除申請理由（P.20の号数を記入）	職業	収入額比較欄（免除理由5号、13号のみ記入）	
					収入額A（減少前）	収入額B（減少後）
○	（　年　月　日）		第　　号	※死亡の場合は、記入不要	万円	万円
	（　年　月　日）				万円	万円
	（　年　月　日）				万円	万円
	（　年　月　日）				万円	万円
	（　年　月　日）				万円	万円
	（　年　月　日）				万円	万円
	（　年　月　日）				万円	万円

世帯合計	万円 ア	万円 イ
収入減少率計算（イ÷ア）	※小数点以下第3位切り捨て	
収入減少率確認（該当にレ点記入）	□申請可（イ÷ア＝0.6 未満） ※0.6 は含まれない	
	□申請不可（イ÷ア＝0.6以上）	

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

令和　　年　　月　　日

保護者等　住所

続柄

氏名

様式：免３（Ａ４判縦型）

提出書類準備確認調書

入学考査料免除申請に必要な書類の準備をしましたので、本書と合わせて提出します。

申請者
住所
氏名
（本人署名又は記名押印）

保護者
住所
氏名
（本人署名又は記名押印）

【提出書類準備確認欄（申請者は、準備した書類の確認欄にレ点を記入すること。】

盛岡市立高等学校入学者選抜実施要項に記載する免除対象者（申請時から過去1年の間に該当する方）（該当号に○を記入すること）		１号	２号	３号	４号	５号
提出書類	提出書類準備確認調書（本書）	□	□	□	□	□
	入学考査料等免除申請書	□	□	□	□	□
	世帯に関する申立書	□	□	□	□	□
	死亡届の記載事項証明書又はこれに類する書類	□				
	入院証明書又はこれに類する書類		□			
	雇用保険受給者資格証又は解雇証明書			□		
	行方不明者届受理証明書又はこれに類する書類				□	
	直近の月の減少の比較ができる給与支払証明書又はこれに類する書類（給与所得者）					□
	直近の月と前年同月の売上台帳の写し又はこれに類する書類（自営業）					

盛岡市立高等学校入学者選抜実施要項に記載する免除対象者（該当号に○を記入すること）		６号	７号	８号	９号	10号	11号	12号	13号	14号
提出書類	提出書類準備確認調書（本書）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	入学考査料等免除申請書	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	罹災証明書の写し	□	□	□						
	世帯に関する申立書	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	死亡届の記載事項証明書又はこれに類する書類				□					
	行方不明者届受理証明書又はこれに類する書類					□				
	入院証明書又はこれに類する書類						□			
	雇用保険受給者資格証又は解雇証明書							□		
	事業所等の罹災証明書の写し又は損害保険申請書の写し等被災状況を証する書類又は申立書								□	
	事故発生当時に居住していた住所がわかる書類の写し									□

注　確認欄に掲げる該当書類が提出できない場合は、免除対象とならないこと。

様式：免４（Ａ４判縦型）

※本申立書は、入学考査料の免除申請の際に必要となる「事業所等の罹災証明書の写し」に代わる書類であること。

事業所等の罹災状況に関する申立書

事業所等の名称	※農業、漁業者で記載が困難な場合は、農業、漁業と記載すること。
事業所等の住所	※漁業者で記載が困難な場合は、漁港名又は湾名を記載すること。
罹災物件の種別 （□にレ点を記入）	□貸家［不動産業］ （貸家、アパート名：　　） □事務所　□工場　□店舗　□田、畑 □船　□養殖場 □その他（　　）
罹災の状況 （□にレ点を記入）	□全壊、半壊　□全焼、半焼　□流失
罹災原因	□平成23年３月11日に発生した東日本大震災による □平成28年台風第10号による □令和元年台風第19号による □令和７年２月26日に発生した強風による

上記のとおり相違ないことを申し立てます。
令和　　年　　月　　日

主たる生計者

住　　所

氏　　名

令和９年度　盛岡市立高等学校入学者選抜
事　務　処　理　日　程　表

盛岡市教育委員会

月	日（曜）	入試区分	事　　項	送付者	送付先
2	**3（水）～9（火）**	**前期募集 一般・特色**	**出願期間　　最終日午後４時締切**	**中学校長**	**高等学校長**
	10（水）	前期募集 一般・特色	志願者数の発表（調整前）【ＨＰ】		
	12（金）～18（木）	**前期募集 一般・特色**	**出願調整期間　　最終日午後４時締切**	**中学校長**	**高等学校長**
	19（金）	前期募集 一般・特色	志願者数の発表（調整後）【ＨＰ】		
	22（月）～26（金）	**前期募集 一般・特色**	**志願者名簿・学習成績一覧表・調査書等の提出**	**中学校長**	**高等学校長**
	26（金）	前期募集 一般・特色	受検票の送付期限	高等学校長	中学校長
3	4（木）、5（金）	前期募集 一般・特色	**●入学者選抜検査期日（本検査）**		
	10（水）、11（木）	前期募集 一般・特色	**○入学者選抜検査期日（追検査）**		
	15（月）	前期募集 一般・特色	合格発表（午後３時）【本校、ＨＰ】	高等学校長	中学校長
		後期募集 一般・二次	募集定員（確定数）の発表【ＨＰ】		
	16（火）～18（木）	**後期募集 一般・二次**	**出願期間　　最終日午後４時締切**	**中学校長**	**高等学校長**
	23（火）	後期募集 一般・二次	**●入学者選抜検査期日（面接）**		
	25（木）	後期募集 一般・二次	合格発表（午後３時）【本校、ＨＰ】	高等学校長	中学校長

【注】特別調整期間（県内からの志願）２月１９日（金）～２月２４日（水）【P.17 参照】
特別出願期間（県外からの志願）２月１０日（水）～２月２４日（水）【P.18 参照】
盛岡市立高等学校のＨＰアドレス　　http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/

※入学願書等の請求・配付について

入学願書及び実施要項の請求・配付は、以下のとおりとする。

1　中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という。)を卒業又は卒業する見込みの者

●中学校を通じて行う

2　学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者

●盛岡市立高等学校に直接請求する

返信用封筒（角形２号）に宛名を記入し、切手（要項１部希望の場合は 320 円切手、要項２部希望の場合は 510 円切手）を貼付した上で、下記あて直接来校又は封書により申し込むこと。

〒020-0053　盛岡市上太田上川原９６番地
盛岡市立高等学校　教務課　入学者選抜担当

【 問合せ先 】

○ 盛岡市教育委員会　（担当）学校教育課

住　所　　〒020-8532　盛岡市津志田 14-37-2
（都南分庁舎）
ＴＥＬ　　０１９－６５１－４１１０［内線　７３３４］

○ 盛岡市立高等学校　（担当）教務課

住　所　　〒020-0053　盛岡市上太田上川原 96 番地
ＴＥＬ　　０１９－６５８－０４９１
ＦＡＸ　　０１９－６５８－０８８３
ＵＲＬ　　http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/